

富士見市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての要旨

入間東部地区衛生組合と入間東部地区消防組合が統合し、新たに入間東部地区事務組合に事務を承継することに伴い、富士見市防災会議条例の一部を改正し、表記を統一するもの。

1 改正内容

第3条第5項第5号から第7号までを次のように改める。

- (5) 市の教育委員会の教育長
- (6) 入間東部地区事務組合の消防長
- (7) 市の消防団長

2 施行日

平成30年4月1日

富士見市防災会議条例（昭和39年条例第17号）新旧対照表

新	旧
<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>市の教育委員会の教育長</u></p> <p>(6) <u>入間東部地区事務組合の消防長</u></p> <p>(7) <u>市の消防団長</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>教育長</u></p> <p>(6) <u>入間東部地区消防組合消防本部消防長</u></p> <p>(7) <u>消防団長</u></p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>6・7 (略)</p>